

令和2年2月5日

事業主団体 各位



働き方改革関連法による改正後の労働基準法の周知のお願いについて

日頃より労働基準行政の推進に格別のご協力を賜り篤く御礼申し上げます。働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（以下「働き方改革関連法」）については、平成30年7月6日に公布され、平成31年4月1日から順次施行されているところです。特に、働き方改革関連法による改正後の労働基準法に規定された「年次有給休暇の年5日の確定な付与」は平成31年4月1日から適用されており、また、「時間外労働の上限規制」については、中小企業に対しても令和2年4月1日から適用されることになっております。

宮崎労働局では、改正労働基準法の内容を広く周知しているところですが、時間外労働の上限規制の中小企業への適用に先立って、より多くの事業主の皆さんに着実な周知を図るため、「時間外労働の上限規制」についてわかりやすく説明したパンフレット類をご準備いたしましたので、貴会の会報やウェブサイトへの掲載等により傘下団体・企業・関係会員等に対する周知にご協力いただければ幸いに存じます。

貴会にて周知についてご検討いただき、ご協力についてご一報賜れば、その電子データをお届けしたいと思います。また、傘下団体・企業・関係会員等にパンフレット等を印刷物として配布をご希望の場合は、宮崎労働局にて必要部数を印刷して準備させていただきますので、ご遠慮なくお問い合わせください。（ただし、貴団体から関係会員等に郵送される際の郵送料は貴会にてご負担をお願いします。）参考として、周知用にパンフレットを同封いたします。

「時間外労働の上限規制」への対応の準備に当たり不明な点やお困りの点がある場合は、管轄の労働基準監督署や働き方改革推進支援センターにおいて相談をお受けするほか、改正労働基準法等に係る説明会の開催や個別訪問の実施など各種の支援をさせていただいておりますので、ご希望がございましたらご遠慮なくお問い合わせください。

(送付物)

- ・リーフレット「時間外労働の上限規制について」
- ・パンフレット「時間外労働の上限規制 お悩み解決ハンドブック」
- ・リーフレット「36協定の適正な締結」
- ・パンフレット「時間外労働の上限規制 わかりやすい解説」
- ・リーフレット「年次有給休暇の時季指定義務」
- ・リーフレット「みやざき働き方改革支援センターのご案内」

(問合せ先)

宮崎労働局労働基準部監督課 0985-38-8834

宮崎労働基準監督署 0985-29-6000

延岡労働基準監督署 0982-34-3331

都城労働基準監督署 0986-23-0192

日南労働基準監督署 0987-23-5277

みやざき働き方改革推進支援センター 0120-975-264